

令和 4 年 9 月 9 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03532

研究課題名(和文) 立憲的政治制度と政府調整能力が所得再分配に及ぼす影響に関する比較政治学的研究

研究課題名(英文) comparative political studies on the effects of constitutional political institutions and governmental coordination capabilities on income redistributions

研究代表者

桐谷 仁 (Kiriya, Hitoshi)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：30225106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、まず、政府の調整能力を示すものとして、政労使間の社会協定と政策協調に焦点をあてて、従来指摘されてきたコーポラティズム衰退論とも絡めて、その意義を明らかにした。次に、執政府と議会との関係や選挙制度などを含めた各種の政治制度を取り上げて、それらが、所得再分配政策とどのように関連しているのかに関して主要OECD諸国を対象にして分析した。その暫定的結果として、社会協定や政策協調などは再分配とは有意な関連をもつとは言い難いこと、また比例代表制など一部の政治制度は所得再分配と関係がありうることを示唆された。そして今後のさらなる進展が期待されることを展望した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、所得格差とその所得再分配に関して、これまで学歴などの社会学的な説明変数を中心に論じられる傾向にあったが、本研究では、政治的・制度要因に着目した。とりわけ所得格差に加えて、課税前所得と可処分所得の格差の縮小や貧困層の縮減等の「所得再分配」の問題を重視し、再分配が、各種の「政府能力」や、選挙制度等の政治諸制度によって、いかに影響を受けているのかについて、その政治的・政策的含意を明確にした。

研究成果の概要(英文)：This research project explores the effects of constitutional politico-institutions and government capabilities on the redistributions of labor incomes in advanced capitalist countries since the early 1960s. In the project, government capabilities include not only the governmental institutions (e.g., electoral rule, government-parliament relations), but also the roles of policy coordination, policy concertation, and social pacts. First, the analysis revealed that the time trends of social pacts clearly show the cyclical movements. Second, the relationships between the strength of government redistributions of labor incomes and the degree of social pacts cannot have significant relevancies in this project. Third, some of politico-institutional factors with proportional represent systems are highly relevant for the redistribution powers by government. Finally, we discuss a further development of the varieties of approaches for comparative political analysis.

研究分野：政治学

キーワード：コーポラティズム 社会協定 政策協調 所得再分配 所得格差 比例代表制 コーディネーション

1. 研究開始当初の背景

(1) 2000年代にはいって、主要 OECD 諸国の所得格差および所得再分配をめぐる各種の統計的データが整備された。たとえば、ヨーロッパ諸国を中心に各種の所得格差の指標を調査しているルクセンブルク・インカム・スタディ (LIS) や欧州労働研究所 (ETUI)、そして経済協力開発機構 (OECD) や EU の各種調査機関 (EUROSTAT) などが体系的に調査をおこなった。ここでは、課税前所得の格差だけでなく、課税後の可処分所得の格差や、さらに家計所得の格差や各種の貧困をめぐるデータも蓄積された。また、それに関連して所得保障や失業給付、健康保険や疾病手当等の社会保険、さらには家族・児童手当や教育手当、そして雇用保護や解雇規制に加えて、職業訓練等の積極的労働市場政策等の比較可能なデータも集積されてきた。

(2) そして 2010 年代になると、主要な政治・制度的データに関しても、選挙や政党などにベルン大学の K・アーミンジオンらによる「比較政治データベース」が作成され、また労働制度や労使間コーディネーション等についても、アムステル大学の J・ヴィセールらが中心となったアムステル大学労働研究所データが整備されるなど、統計的データが次第に体系的に構築されるようになった。

(3) このような新たな経験的データとそれに基づく指標化は、多様な比較政治学的研究も促進されることになる。1980年代から2000年代初頭までは、主要 OECD 諸国の所得格差および所得再分配に対して、政治 - 制度的要因が及ぼす効果をめぐる比較政治学的研究は、その説明変数としては、主として労働の組織化や労使領域の組織間関係の集中化、労使間の賃金交渉の集権化や経営者間の調整行為 (コーディネーション) などが取り上げられていた。とくに と と、それに加えて労働者政党・左派政権の強さを加味した「権力資源」が説明モデルとして重視されていた (参考文献 参照)。いずれにしても、これらの政治的変数は、主として市民社会における「賃金交渉制度」に焦点をあてた「社会中心的」な接近方法 (「社会コーポラティズム論」) に依拠するものであったといえる。

(4) しかし、そうした新しく多様なデータは、所得格差や再分配の問題について、労使間の団体交渉や調整行為から所得格差を説明するだけでなく、さらには、政府を媒介にした所得再分配による格差是正にも焦点をむけさせることにもなった (参考文献 参照)。とりわけ政策協調や社会協定のような政府の調整能力や、選挙制度などの各種の政治制度のあり方が、所得格差・再分配にどのように影響を与えるのかが大きな課題のひとつとなった。つまり、問題を捉える視点が、社会中心的なものから国家中心的なものへと転回したのである。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、そうした背景を踏まえ、OECD 諸国の各種の所得再分配 (および所得格差) と、政治制度形態および政府能力との関連を比較の観点から分析することである。第一に、政府の調整能力として、政府が賃金抑制や年金や雇用をめぐる積極的に調整的能力を発揮して政労使間の社会協定 (social pact) を締結する点に着目した。この社会協定の存在

は、1970年代の政労使の三者による所得政策の再版という、政策協調型コーポラティズムの復権とみられることもあったが、本研究では政府能力という国家中心的な観点も含めて、この社会協定を多面的に把握することを眼目とした(参考文献 参照)。

(2) 第二に、各種の所得格差・再分配に対して立憲的な政治諸制度が果たす役割を探究することを目的とする。先行研究としては、比例代表制と穏健多党制と連立政権とが相互に補完しあうコンセンサス型のほうが、多数代表制と二大政党制と単独政権とが組み合わさったウエストミンスター型よりも所得格差が小さい点などが、たとえばV・バーチフィールドらによって指摘されていた(参考文献 参照)。

とくに比例代表制を中心とした選挙制度の存在は、所得格差と再分配との関連を探る比較政治研究のうえであらためて大きな焦点となっている。本研究では、この選挙制度だけでなく、より広く立憲的統治制度をとりあげて、所得格差や所得再分配との関連を探ることを目的としている。

(3) 第三に、政府の再分配政策による所得平等化の問題について検討することを目的とした。この問題をめぐっては、近年、中位所得者説とロビンフッド説との論争としても知られているが、まずは、これらの議論の含意を整理する。この場合の中位投票者説とは、課税前の市場レベルの稼得所得の格差が大きいほど、あるいは中位所得と平均所得との差が大きいほど、課税後の可処分所得における格差が、当初所得のそれと比べて圧縮され、その意味で政府による再分配の幅は相対的に大きいというものである。政府は、選挙での中位投票者をターゲットにしているので、そこに向けて当初所得の格差を是正してその平等化をめざすというわけである。これに対してロビンフッド説は、市場の稼得所得における格差が小さい国では、再分配の割合も大きく、その結果、可処分所得の格差も小さくなり、所得平等化が相対的に高いという説である(参考文献 参照)。

(4) さらに本研究では、これらの論争をめぐる政治制度的要因として、政権の党派性や選挙制度に力点を置く議論だけでなく、広く政党制や議会集権度等を含めた複合的な立憲的制度の編成を取り上げる。そのうえで、その総合的な政治制度変数と所得格差および再分配との関連を比較の観点から分析し、その分析結果が、所得格差や所得再分配に及ぼす政治的契機の問題を拡張する一助になることをめざした。

3. 研究の方法

(1) まずは各種の所得格差(課税前後の格差と再分配、世帯別格差、男女格差等々)に関する各国のデータに基づき、その種類に応じて各国の位置を比較し、先進諸国の所得格差の「多様性」を記述し類型化する。

(2) 次に、立憲主義的な各種の政治制度について、本研究では、近年、先進諸国に関して経験的な尺度化が進んでいる立憲主義的な各種の政治制度(議会 - 執政府関係や、党派性を組み込んだ政権構成、議会集権度、官僚制の遺産、選挙制度等々)を取り上げる。そして、その相互の補完性だけでなく、各種の政治制度と政府能力との関連性をめぐる議論を整理したうえで、これまで個別に扱われた政治 - 制度的諸変数の相互の補完性を考慮して、新たにより体系的な指標化を試みる。

(3) さらに、本研究で主題的にとりあげる政労使間の「社会協定」や「政策協調」を含む「政府調整能力」に関して、前述のアムステルダム指標等を参照しつつ、広義と狭義の指標など多面的な尺度化を示す。

(4) そして前掲(1)の多様な所得格差指標を被説明変数として、既述の政治 制度諸変数を中心として、説明変数を選別し分析モデルをたてる。そのうえで各種のパネルデータ分析の手法(PCSE等)を用いて、両者の関係性を探り、各国の差異をもたらす有意な政治的要因を経験的に索出し理論的解釈を施す。

4. 研究成果

(1) 社会協定は、コーポラティズム型の政策協調の復権ともみえたために、コーポラティズム体制との連続性と断絶性をめぐる論争があったが、本研究では、先行研究を整理しながら、コーポラティズム論とのあいだには断絶性があることを指摘した。

(2) そのうえで、社会協定の概念について、 頻度と 範囲という客体的観点と、 交渉過程における参加アクター間の相互行為という主体的側面を分けて、これまでの議論を整理して、定義の精緻化をはかった。

そのなかで の社会協定をめぐるアクター間の交渉過程の型については、狭義と広義のものがあり、その定義の違いによって経験的な尺度化が異なることを索出し、その指標化をおこなった(参考文献 参照)。

(3) そうした社会協定が、所得政策だけでなく、福祉政策など所得再分配にかかわる政策領域や労働市場政策においても現出していることをあらためて確認した。

(4) そして国家-社会関係を軸にした政治レジームの類型化を試み、 マクロ調整・社会民主主義・北欧型、 メゾ 調整・キリスト教民主主義・中欧型、 エタティズム・政府介入・南欧型、 リベラル・市場・英米型、という4類型を提示して主要先進諸国18ヶ国を分類した。そのうえで、社会協定の動向は、この類型ごとに大きな差異があることを索出した。

(5) さらに、本研究の主要なターゲットである所得政策の領域を取り上げ、1960年期から2015年期までの主要OECD諸国18ヶ国を対象にして、その動向を分析したところ、社会協定には、1975年前後の石油危機の時期と95年前期の二つの頂点があり、ほぼ20年単位で上昇局面と下降局面が生じる「周期性」を帯びていることを析出した。これは、かつてP・C・シュミッターらが、仮説として提示した「20年周期説」の妥当性を示唆するものでもあった。

(6) また、「政府調整能力」を示すもうひとつの概念である政策協調についても、その概念の明確化とその指標化を試みて、政策協調には狭義と広義があること、そして本研究では、労使の二者間関係を当事者間の地平を超えたメタレベルによる統轄(メタ・ガバナンス)が展開されているという狭義の観点を重視すべきことを論証した。

そのうえで、政府の仲裁裁定機関の存在や、主要なルールとしての「団体交渉制度」の法制化、さらには副次的な制度的ルールとして、団体協約の法的拘束力や法的拡張性や平和義務などの「法的ガバナビリティ」の視点の重要性もあらためて確認した。

(7) そのうえで、1960-2015年までの主要OECD18ヶ国を対象にして、政策協調の通時的動向を観察したところ、60年代の高成長期に上昇傾向をみせた後に、第一次石油危機前後の75年期と、ネオ・リベラルへの転換期の85年期の二つの時期にピークがあり、それ以降は95年期まで低落傾向にあること、そして95年期以降はほぼ横ばいで推移していることを発見した。

これは、社会協定の軌道と比べると、ピークが二つある点は共通しているが、社会協定の

場合の頂点期であった九五年前後が、逆に政策協調の場合には底辺期にあたっていることを索出し、両者の差異を経験的に確認した。

(8) 所得再分配との関係については、社会協定や政策協調のいずれの指標とも、各種の所得再分配との間に有意な関係を見出すのが困難であった。

(9) さらに、立憲的な政治的所制度と所得再分配との関連性についていえば、多数代表制単独政権-執行部優位を軸とする「ウエストスター・モデル」よりも、比例代表制-多党制連合政権を軸とする「コンセンサス・モデル」のほうが、課税前及び課税後の両所得における平等度は高い点などが経験的にみて示唆された。ただし、この点については分析手法の問題もあり、今後、より洗練された方法によって検証されることが要請される。

(10) とくに比例代表制は、政権の党派性において左派政権や中道左派政権への指向性が相対的に高く、そのことが、税移転を伴う所得再分配政策を促す点も示唆されるが、この点もまた、さらなる分析方法等の進展によるが成果が期待されるといえよう。

<参考文献>

Noam Lupu and Jonas Pontusson, “The Structure of Inequality and the Politics of Redistribution,” *American Political Science Review*, Vol. 105, 2011, pp. 316-336.

Jonas Pontusson and David Rueda, “The Politics of Inequality: Voter Mobilization and Left Parties in Advanced Industrial Democracies,” *Comparative Political Studies*, Vol. 43, no. 6, 2010, pp. 675-705.

Lucio Baccaro, “Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice,” *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348.

Torben Iversen and David Soskice, “Economic Interests and Political Representation; Coordination and Distributive Conflict in Historical Perspective,” in David Coen, Wyn Grant and Graham Wilson (eds.), *The Oxford Handbook of Business and Government* (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp. 208-247.

Vicki L. Birchfield, *Income Inequality in Capitalist Democracies: The Interplay of Values and Institutions* (University Park, PA: The Pennsylvania University Press, 2008).

Jelle Visser and Martin Rhodes, “The Evolution of Social Pacts: Trajectories and Mechanisms of Institutionalization,” in Sabina Avdagic, Martin Rhodes and Jelle Visser (eds.), *Social Pacts in Europe: Emergence, Evolution, and Institutionalization* (Oxford: Oxford University Press, 2011), pp. 61-85.

Philippe Pochet, “From Social Pacts to Productivity Boards,” *Intereconomica*, 2016, pp. 321-324.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 桐谷仁	4. 巻 25巻第1号
2. 論文標題 政策協調から社会協定へ? --コーポラティズムの新たな展開? (5)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究 (静岡大学法政学会)	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐谷仁	4. 巻 24巻1号
2. 論文標題 政策協調から社会協定へ? (3)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 静岡大学 法政研究	6. 最初と最後の頁 49-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐谷仁	4. 巻 24巻2号
2. 論文標題 政策協調から社会協定へ? (4)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 静岡大学 法政研究	6. 最初と最後の頁 1-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐谷仁	4. 巻 23
2. 論文標題 政策協調から社会協定へ? (2)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 静岡大学 法政研究	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐谷仁	4. 巻 22
2. 論文標題 政策協調から社会協定へ? (1)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 静岡大学 法政研究	6. 最初と最後の頁 117-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------